

標準準拠システムの概要及び全項目評価書（素案）の主な変更内容

I 標準準拠システムの概要

標準準拠システムとは

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、国が定める方針、基準、要件（標準仕様書）等を踏まえたシステム

ガバメントクラウド

標準準拠システムへの移行に伴い、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定めるガバメントクラウド（政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境）を活用する

II 全項目評価書（素案）の主な変更内容

○標準仕様書に準拠した住民記録システムの開発・保守委託

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託
委託事項4

○ガバメントクラウドにおける特定個人情報保護評価について

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
 - 6. 特定個人情報の保管・消去
 - ①特定個人情報の保管場所、③消去方法
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - ⑤物理的対策等、⑥技術的対策
- ・ IV その他のリスク対策

※ 各項目にガバメントクラウドにおける措置内容を追記

なお、デジタル庁及びクラウドサービス事業者は特定個人情報にはアクセスしないため、クラウドサービス事業者は番号法上の「委託」先には当たらないと解され、委託に関する以下の項目に関しては変更を想定していない。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無
 - 取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの対象となる
本人の範囲
 - 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無